

勧誘方針

当社は、お客さま本位の勧誘を行うために、以下の方針に則り、適切な勧誘を行ってまいります。

1. 適合性の原則に基づく勧誘

- ① お客さまの暗号資産を含む金融商品に関する知識、取引経験、財産の状況、年齢、取引目的やリスク管理判断能力を総合的に勘案し、適切な勧誘に努めます。
- ② お客さま暗号資産取引の内容や仕組み、取引リスク等について十分かつ正確な説明を行うとともに、お客さまの誤解を招くことがないように、明瞭で正確な情報を適切に提供することに努めます。

2. 勧誘の方法及び時間帯

- ① 勧誘に先立ち、お客さまの勧誘要請のご意思を確認させていただきます。勧誘の要請をしていないお客さまに対して勧誘は行いません。
- ② 勧誘を要請したお客さまに対してのみ、営業員による電話又は訪問による勧誘、書面、電子メール、ダイレクトメール等による商品・サービスのご案内をいたします。
- ③ 電子メール、ダイレクトメール等による掲示、交付書面については、可能な限り分かり易いものにいたします。また、表示の内容については、必ずリスク・法務・コンプライアンス部門で確認及び審査を行い、適切な情報提供に努めます。
- ④ お客さまのご迷惑とならないよう、勧誘を行う時間帯、場所、方法について十分に配慮いたします。

3. 勧誘の適正の確保

- ① 常にお客さまの信頼確保を第一義とし、暗号資産取引に係る関係法令・諸規則等を遵守し、お客さま本位の勧誘を行うよう努めます。
- ② お客さまのご意見・ご要望を真摯に受け止め、勧誘に活かしてまいります。また、お客さまに適正な勧誘を行うため、役職員の知識及び技能の習得及び内部管理体制の整備・強化に努めます。

この「勧誘方針」は金融商品の販売等に関する法律第9条第1項の規定に基づくものです。

以上

2024年10月31日
東京ハッシュ株式会社